第 11 章 環境の保全のための措置

11.1. 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は以下の とおりである。

動物・植物・生態系以外の項目については、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避または低減されていると考える。

動物・植物・生態系については、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとした。動物・植物・生態系に係る代償措置については、「11.2.代償措置の実施計画」に示す。

11.1.1. 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は表 11.1.1-1 に示すとおりである。大気質に関しては、発生源対策や伝搬経路対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.1-1 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
			・建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するように努 める。	低減	事業者 進出予定企業
	大気汚	3% 4L \IE	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
建設機械 の稼働	染物質 の排出	発生源 対策	・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼 働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づ くディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹 底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車を使用する ように努める。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬 等の車両 の走行	大気汚染物質の批出	発生源対策	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に 検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努 める。	低減	事業者 進出予定企業
の走1]	の排出		・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の不必要な空ぶかしは行わないように徹底す る。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
	粉 じ ん の飛散		・造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行 い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者
		発生源	・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車 両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹 底する。	低減	事業者
造成等 の工事		対策	・計画地内の土砂の運搬時には、必要に応じてシートを被覆 し、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じんの飛散を防止す る。	低減	事業者
			・必要に応じて、造成地をシートにより被覆し、裸地からの 粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者
		伝 搬 経 路対策	・必要に応じて、計画地の周囲には高さ 2mの防塵ネットで 養生する。	低減	事業者
施設の稼働	大気汚 染物質 の排出	発 生 源 対策	・進出予定企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排出ガス処理施設の設置等により「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に定める指導基準の遵守に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用の徹底を指導する。	低減	進出予定企業
自動車	大気汚	発生源	・関連車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるよう に指導する。	低減	進出予定企業
交通の 発生	染物質 の排出	対策	・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するように 指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。 ・関連車両の不必要な空ぶかしは行わないように指導する。	低減 低減	進出予定企業 進出予定企業
			・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業

11.1.2. 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は表 11.1.2-1 に示すとおりである。騒音・低周波音に関しては、発生源対策や伝搬経路対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.2-1 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体									
			・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業									
		発生源	・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼 働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業									
建設機械	騒音の	対策	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業									
の稼働	発生		・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業									
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業									
		伝 播 経 路対策	・住居等に近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲い等の防 音対策を講じる。	低減	事業者 進出予定企業									
	騒音の発生											・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に 検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努 める。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬 等の車両			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業									
の走行			・資材運搬等の不必要な空ぶかしは行わないように徹底す る。	低減	事業者 進出予定企業									
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業									
施設の 稼働	騒 音 の 発生	発生源 対策	・進出予定企業に対しては騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業									
自動車交	騒音の	発生源	・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画、現況で整合を図るべき基準を超えている道路又は時間帯に走行を集中させない交通計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業									
通の発生	発生	対策	・関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。	低減	進出予定企業									
			・関連車両の不必要な空ぶかしは行わないように指導する。	低減	進出予定企業									
			・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業									
施設の	低周波	発生源	・設備機器は、堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、 低周波音の発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業									
稼働	音の発生	対策	・屋外に設置する設備機器は、住宅等の分布に配慮した配置 計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業									

11.1.3. 振動

振動に関する環境の保全のための措置は表 11.1.3-1 に示すとおりである。振動に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.3-1 振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
			・建設機械は、低振動型の建設機械を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
建設機械 の稼働	振 動 の 発生	発 生 源 対策	・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼 働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬 等の車両	振動の 発生	発生源 対策	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に 検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努 める。	低減	事業者 進出予定企業
の走行	70-1	X1X	・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
施設の 稼働	振動の 発生	発生源 対策	・進出予定企業に対しては振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
自動車交	振動の	発生源	・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するように 指導する。	低減	進出予定企業
通の発生	発生	対策	・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業

11.1.4. 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は表11.1.4-1に示すとおりである。悪臭に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.4-1 悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
施設の 稼働	悪臭の 発生	発 生 源 対策	・進出予定企業に対しては悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

11.1.5. 水質

水質に関する環境の保全のための措置は表11.1.5-1に示すとおりである。水質に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

検討の 措置の 影響要因 影響 選定した環境保全のための措置 実施主体 視点 区分 工事中に発生する濁水については、仮設水路を設けて仮設 沈砂池に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認 低減 したうえで、放流先水路の水位に配慮し、近接する水路に ポンプアップ排水する。 発生源 濁水の 事業者 ・造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防 排出 対策 低減 止する。 造成等の 工事 ・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂 低減 流出を防止する。 ・必要に応じて、pH調整を行う。 低減 アルカ 事業者 発生源 リ排水 ・コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場で 対策 進出予定企業 の排出 低減 のコンクリート打設を最小限に抑える。

表11.1.5-1 水質に関する環境の保全のための措置

11.1.6. 土壌

現地調査の結果、計画地の土壌は土壌の汚染に係る環境基準を下回っており、また、計画地は過去から一貫して農用地としての利用がなされてきた土地である。さらに、本事業では基本的に計画地の土壌を外部に搬出しない方針であることから、計画地の土壌に関する環境保全措置は実施しない。

なお、造成時の搬入盛土材は、事前に土壌分析を行い、汚染が無いことを確認したうえで使用する。

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
造成等の 工事	土壌汚染 の発生	発 生 源 対策	・搬入盛土材は、事前に土壌分析を行い、汚染が無いことを 確認したうえで使用する。	回避	事業者

表11.1.6-1 土壌に関する環境の保全のための措置

11.1.7. 地盤

地盤に関する環境の保全のための措置は表11.1.7-1に示すとおりである。地盤に関しては、周辺地盤の変形の防止等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は回避または低減されていると考える。

	农口 心血に関する場所の体生のための指直							
影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体			
造成地 ・施設の 存在	地盤沈下		・盛土は、地質調査結果を踏まえて、圧密沈下等を十分に 考慮した対策工を行う。	低減	事業者			
		周 辺 地 盤 の 変 形防止	・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、 変形等を敷地境界付近において観測する。	低減	事業者			
			71717311	・圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるように、進 出予定企業に指導する。	低減	事業者 進出予定企業		
		地下水 採取の 抑制	・工事中、供用時とも地下水採取は行わない。	回避	事業者 進出予定企業			

表11.1.7-1 地盤に関する環境の保全のための措置

11.1.8. 動物

動物に関する環境の保全のための措置は表11.1.8-1に示すとおりである。動物に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.8-1 動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体	
建設機械 の稼働	生息環境の 変化 (騒音・振動)	騒音・振 動の影響 の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義 務付け、騒音・振動を低減する。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業	
資材運搬	生息環境の 変化 (騒音・振動)	騒音・振 動の影響 の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義 務付け、騒音・振動を低減する。	低減	事業者 進出予定企業	
等の車両 の走行	生息環境の 変化 (移動経路の 分断)	ロードキ ルの発生 抑制	・本事業に関係する運転者には夜間等の運転時に、動物への配慮を行うよう指導する。	低減	事業者 進出予定企業	
造成等の	生息環境の 変化 (水質)	濁水の流 出抑制	・河川に生息する魚類等水生動物への影響を考慮し、 工事中の雨水等は、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整 池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈 殿させた後、上水を地区外に放流する。	低減	事業者	
工事	生息環境の 変化 (光環境)	照明から の光の漏 洩を抑制	・夜行性の動物への影響を考慮し、工事中は工事時間 を原則として8時から18時までとし、照明の使用は 極力減らすとともに、照明は上方面、側面への照射 を減らす構造とする。	低減	事業者進出予定企業	
				・計画されている湿地性ビオトープについては、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境として機能させることで、アオサギ、カワセミ、アオダイショウ等の採食環境、メダカ(南日本集団)やスジエビ等の水生生物を中心とする生息環境が創出される。	代償	事業者
造成地	生息環境の 消失	生息環境 の保全	・計画地内に計画されている公園及び緑地帯については、できるだけ県産の潜在自然植生構成種を中心に「田園都市産業ゾーン基本方針」にあげられている屋敷林をイメージした緑化を行うことにより、ホンドタヌキの生息・繁殖環境、移動経路、隠れ家、採餌環境、ハヤブサやチョウゲンボウ等の餌となる小動物の生息環境、ホオジロ等の生息環境が代償される。	代償	事業者	
の存在	生息環境の 変化 (移動経路の 分断)	ロードキ ルの発生 抑制	・本事業に関係する運転者には夜間等の運転時に、動 物への配慮を行うよう指導する。	低減	事業者進出予定企業	
	生息環境の 変化 (水質)	濁水の流 出抑制	・調整池を整備し、供用時の雨水等は調整池にためた後、公共用水域に排水する。	低減	事業者進出予定企業	
	生息環境の 変化 (光環境)	照明から の光の漏 洩を抑制	・供用時の照明は上方面、側面への照射を減らす構造 とする。	低減	進出予定企業	

11.1.9. 植物

植物に関する環境の保全のための措置は表11.1.9-1に示すとおりである。植物に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.9-1 植物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
造成等 の工事	生育個 体の消 失	生育個 体の保 全	・湿地性ビオトープを設置し、保全すべき植物種の生育環 境を創出する。	代償	事業者
造成地 の存在	生育個 体の消 失	生育個 体の保 全	・湿地性ビオトープに計画地内で確認された保全すべき植 物種を移植する。	代償	事業者

11.1.10. 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は表11.1.10-1 (1)~(2)に示すとおりである。生態系に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.10-1 (1) 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
建設機械の稼働	生 境 の 化 (騒音・ 振動)	騒音・振 動の緩 響の緩 和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者進出予定企業
資材運搬	生息環 境の変 化 (騒音・ 振動)	騒音・振 動の影響の緩 和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付 け、騒音・振動を低減する。	低減	事業者進出予定企業
等の車両の走行	生境の 化(移の の の が動分 断)	ロード ール 乗生 制	・本事業に関係する運転者には夜間等の運転時に、動物へ の配慮を行うよう指導する。	低減	事業者進出予定企業
造成等の工事	生息環 境の変 化 (水質)	濁水の 流出抑 制	・河川に生息する魚類等水生動物への影響を考慮し、工事中の雨水等は、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、 上水を地区外に放流する。	低減	事業者
	生息環 境の変 化(光環 境)	照明か らの光 の漏洩 を抑制	・夜行性の動物への影響を考慮し、工事中は工事時間を原則として8時から18時までとし、照明の使用は極力減らすとともに、照明は上方面、側面への照射を減らす構造とする。	低減	事業者進出予定企業

表11.1.10-1 (2) 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
			・計画されている湿地性ビオトープについては、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境として機能させることで、サギ類、ヘビ類等の採食環境、メダカ(南日本集団)やドジョウ等の水生生物を中心とする生息環境が創出される。	代償	事業者
	生境の失		・計画地内に計画されている公園及び緑地帯については、できるだけ県産の潜在自然植生構成種を中心に「田園都市産業ゾーン基本方針」にあげられている屋敷林をイメージした緑化を行うことにより、ホンドタヌキの生息・繁殖環境、移動経路、隠れ家、採餌環境、猛禽類の餌となる小動物の生息環境、小鳥類等の生息環境が代償される。	代償	事業者
造成地の存在	生 境 の (移動経 路の分 断)	ロード キルの 発生抑 制	・本事業に関係する運転者には夜間等の運転時に、動物へ の配慮を行うよう指導する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環 境の変 化 (水質)	濁水の 流出抑 制	・調整池を整備し、供用時の雨水等は調整池にためた後、 公共用水域に排水する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環 境の変 化(光環 境)	照明か らの漏洩 を抑制	・供用時の照明は上方面、側面への照射を減らす構造とす る。	低減	進出予定企業

11.1.11. 景観

景観に関する環境の保全のための措置は表11.1.11-1に示すとおりである。景観に関しては、建築物による圧迫感の緩和や周辺景観への調和等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

検討の 措置の 影響要因 影響 選定した環境保全のための措置 実施主体 視点 区分 景観資 改変の 源の変 ・計画段階において、計画区域面積を必要最小限とした。 低減 事業者 最小化 化 ・産業等用地の外周となる部分に高木を含む緩衝緑地帯を 低減 事業者 圧迫感 整備する。 ・建物高さの最高限度を25mに制限する。 の緩和 低減 進出予定企業 ・できる限り建物を敷地境界から離れた位置に配置する。 低減 進出予定企業 ・高木を含む緩衝緑地帯には、地域特性や周辺集落の屋敷 造成地 林を参考に、できるだけ県産の潜在自然植生構成種の樹 事業者 低減 ・施設 主要な 種を植栽する。 の存在 眺望景 ・建物等のデザインは、埼玉県景観計画の色彩の制限基準 観の変 周辺景 を守る色彩を基調とする配色を採用し、建物の上部の外 化 観への 観部分を低彩度になるように特に配慮するとともに、景 観形成基準の配慮事項や地区計画で定められる予定の規 調和 低減 進出予定企業 定についても遵守する。 ・外観を構成するものに照明を行う場合は、「光害対策ガ イドライン」(平成10年、環境庁)の田園地帯の環境類

表11.1.11-1 景観に関する環境の保全のための措置

11.1.12. 廃棄物等

廃棄物等に関する環境の保全のための措置は表11.1.12-1に示すとおりである。廃棄物等に関しては、 発生抑制や再利用促進等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響 は低減されていると考える。

型の対策に基づき配慮する。

		-121	1.1.12 1 虎条物号に関うる状況の体工のにのの旧直		
影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
造成等の 工事	廃棄物 の排出	発生抑 廃棄物 制、再利	・既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底 し、再資源化及び再利用等の促進を図る。	低減	事業者
		用等の促進	・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出予定企業に対し、 排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努め るように指導する。	低減	進出予定企業
施設の 稼働	廃棄物 の発生	発生抑制、再利 用等の 促進	・進出予定企業から発生する産業廃棄物については、進出 予定企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進 等の適正処理に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

表11.1.12-1 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

11.1.13. 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置は表11.1.13-1(1) ~ (2)に示すとおりである。温室効果ガス等に関しては、排出量の削減や吸収量の確保等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.13-1(1) 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の稼動 時間の短縮に努める。	低減	事業者 進出予定企業
建設機械	温室効果ガス	排出量	・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するように努める(現時点で認定されているバックホウの目標採用率30%) 【予測結果に反映】	低減	事業者進出予定企業
の稼働	の排出	の削減	・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分 に検討する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬	温室効果ガスの排出		・資材運搬等の車両は、低燃費型車両を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
等の車両の走行		排出量の削減	・資材運搬等の車両のエコドライブを推進する (目標燃費10%向上)。 例)・アイドリングストップの徹底 ・不必要な空ぶかしは行わない ・整備、点検の徹底 【予測結果に反映】	低減	事業者進出予定企業
樹木の 植栽	温室効果ガスの吸収	吸 収 量 の確保	・植栽は、生物多様性の保持に配慮し高木だけでなく、中 低木を組み合わせて最大限の植栽を実施する。	低減	事業者
施設の稼働	温室効	th 山 믈	・進出予定企業に対し、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する。例)・施設の断熱構造化 ・LED照明の使用 ・最新設備の導入 ・コージ・エネーションシステムの導入 ・再生可能エネルギー発電設備の導入 【予測結果に反映】	低減	進出予定企業
	果 ガ ス の排出	排出量の削減	・進出予定企業に対し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
			・進出予定企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」 に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施 状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する。	低減	進出予定企業
			・進出予定企業に対し、平成22年3月(同年7月改正)に 策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策 指針」に定められた各種対策に講ずるように指導する。	低減	進出予定企業

表 11.1.13-1(2) 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の 視点	選定した環境保全のための措置	措置の 区分	実施主体
施設の 稼働	温 室 効 果 ガ ス の排出	排 出 量の削減	・進出予定企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。	低減	進出予定企業
自動車 交通の 発生	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・関連車両は、低燃費型車両を使用するように努める。	低減	進出予定企業
			・関連車両のエコドライブを推進する(目標燃料使用量10%削減)。 例)・アイドリングストップの徹底 ・不必要な空ぶかしは行わない ・整備、点検の徹底 【予測結果に反映】	低減	進出予定企業

11.2. 代償措置の実施計画

11.2.1.動物、植物、生態系の代償措置の検討

- (1) 環境影響を回避又は低減することが困難な理由
 - a) 回避又は低減措置の検討
 - (a) 緑地・水環境の残地にかかる検討

本事業では、造成地・施設の存在により、動物、植物、生態系の生息・生育環境が改変される。 そのため、現況の生息・生育環境は維持できない。環境の改変はほぼ計画地全域に及ぶため、これらの影響は、事業実施に伴い回避・低減ができないと考える。

(2) 代償措置の検討

動物、植物、生態系における予測の結果より、回避・低減できない影響については、代償措置の検討を行った。実施する代償措置は、表 11.2.1-1 に示すとおりである。

表 11.2.1-1 代償措置の検討結果

衣 11.2.1-1 10慢角直の快的痴呆						
実施する対象措置	対象事業により損なわれる環境の状況	代償措置により創出する環境の目標	代償措置の妥当性	代償措置に提 供する技術と 効果	代償措置による 環境影響のおそ れの有無及び当 該のおそれのあ る場合の環境影 響の回避又は低 減措置等	事後調査に関 する事項
「動物・植物・生態系」 湿地性ビオトープの創出: 計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置環境 開放水面の代替環境 生 「動物・植物・生態系」 湿地性緑地の創出: 湿性草地を中田雑草に 湿性草地の水の 記さず群による計画地の再生	動 植 物 の 生 息・生育環境が 消失・改変され る。	育環境の保全	代償措置を講じるこ	境の管理については、類似事例や知見等が	湿地環境の保全 管理のため環境 影響のおそれは ない。	
「動物・植物・生態系」 緑地の創出:屋敷林をイ メージし、できるだけ県 産の潜在自然植生構成 種による生息・生育環境 の再生		屋敷林や工作物の修景を考慮した緑地の 形成		いては、類似事	植栽には郷土種を用いるため環境影響のおそれはない。	
「植物」 保全すべき植物種の 移植	計画地内の保 全すべき植物 の生育地が減 少する。	保全すべき植	計画地及び周辺の保 全すべき植物の生 育は保全されるた め代償措置として は妥当と考える。	移植について は多数の事例		環境保全措置 の実施後、約3 年間は事り移調 査により移植 個体を監視す る。
「動物」 アンダーパスの整備		動物の移動が 可能なアンダ	代償措置を講じることにより計画地と 周辺との移動経路 が確保されるため 妥当と考える。	アンダーパス の整備につい ては多数の事 例がある。	水質に影響を与 えない材質を 用するため環境 影響のおそれは ない。	環境保全措置 の実施は事が 年間はより 査にと響 を影視 する。

(3) 代償措置の実施計画

a) 生息・生育環境の保全

地域に生息・生育する動物、植物、あるいは地域に成立する生態系への影響を低減、あるいは代償するために、湿地性ビオトープの創出、湿地性緑地の創出、緑地の創出、アンダーパスの整備等をこれらの生息・生育環境として保全することとする。生育生息環境の保全の方針は表 11.2.1-2 に、保全後のイメージは図 11.2.1-1 (1) ~ (2)に示すとおりである。

表 11.2.1-2 生息・生育環境の保全の方針

方針	具体的内容	保全対象
計画地内に計画されている公園の一部を活用し動物、植物の生息・生育環境として保全する。	計画地内に計画されている公園の一部については、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境(湿地性ビオトープの創出、湿地性緑地の創出)として機能させることで、ダイサギ、チュウサギ等の採食環境、ニホンアマガエルの繁殖環境、メダカ(南日本集団)・ドジョウ等水生生物をはじめとする生息環境を創出する。	動物、生態系
保全すべき植物種を移 植する。	計画地内で生育が確認された保全すべき植物種(コイヌガラシ、アリアケスミレ、ヌマトラノオ、ミゾコウジュ、ミズワラビ、ミズマツバ、ヒメシロアサザ、キクモ、ウリカワ、ヒルムシロ)について、計画地内に計画されている湿地性ビオトープにおいて代償される湿性草地に移植を実施する。移植方法の詳細については、資料編「第11章 植物、11-2保全すべき植物種の移植方法(案)」に示す。	植物
林をイメージした連続 する高木植栽帯を整備 し生息・生育環境として	栽帯や公園部は、屋敷林をイメージして、できるだけ県産の潜在自然植生構成種の常緑樹を中心とした樹種で緑化を行い、高木、中木、低木を織り交ぜ階層構造を持たせる。 これにより、樹林や林縁性の鳥類の生息環境ができるとともに、低木植栽でホンドタヌキ、ヘビ類等の移動経路や隠れ家、採餌環境を創出する。	動物、生態系
部分にはアンダーパス	水路と道路が交錯する部分にはアンダーパスを設置するとともに、既存の道 路に這いあがれる斜路を設置する。 これにより、ホンドタヌキ等の移動経路の確保に努める。	動物

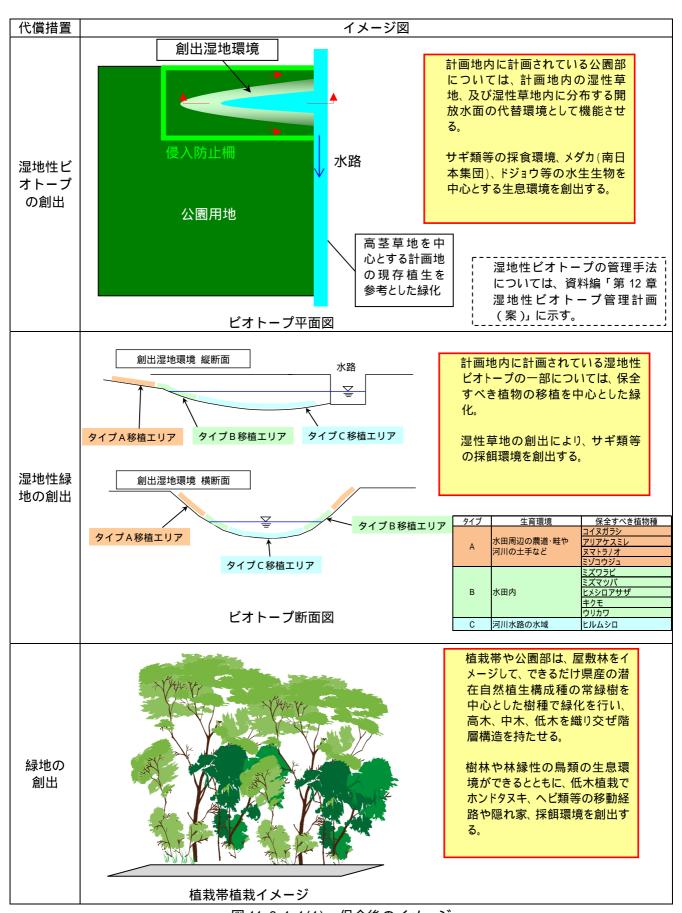


図 11.2.1-1(1) 保全後のイメージ

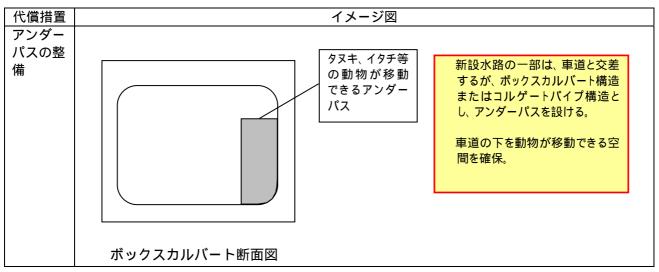


図 11.2.1-1 (2) 保全後のイメージ